

自己託送に係る指針

令和5年4月1日

経済産業省

1. 基本的な考え方

自己託送とは、発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）を設置する者が、当該自家用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスのことである。

自己託送は、小売全面自由化の実施以前は、一般電気事業者10社が非規制の自主的な取組として行っていた送電サービスであった。しかし、平成25年2月に取りまとめられた電力システム改革専門委員会報告書において、「自己託送の制度化は、ネットワーク利用の公平性確保に資するものであり、また、需給ひっ迫したエリアへの自己託送は需給緩和につながるもの」であるため、「自己託送が認められる範囲を供給者と供給先の間で一定の密接関係性が認められる場合等と定め、一般電気事業者に対して料金規制や託送供給義務を課すとともに、同時同量義務について一定の緩和措置を講ずるなど、制度化を行うことが適当である」との提言がなされた。これを踏まえて、第185回国会に自己託送の制度化を含む「電気事業法の一部を改正する法律案」が提出され、制度化された。

その後、平成28年4月に小売全面自由化を実施し、電力市場にはそれまでの電気事業者に限らず、多くの新規事業者が参入した。また、足下では、再生可能エネルギーの導入拡大や、2050年カーボンニュートラルの実現といった政府方針が示されるなど、電力市場を取り巻く環境変化が生じている。

このような変化を踏まえ、本指針は、自己託送を利用することができる者の範囲や、求められる事業規律の位置付けなどを明確化することにより、自己託送を円滑かつ適切に利用することができる環境整備を図ることを目的とするものである。

2. 自己託送を利用することができる者の範囲について

現行の電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）では、いわゆる自己託送を利用することができる者とは、第2条第1項第5号ロにおける、「電気事業の用に供する発電等用電気工作物以外の発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する」者のことである。当該者は自己託送を利用することで、当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を、当該設備が設置された場所とは別の場所にある工場等に送電することが可能である。また、当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるための送電を行うことも可能とされている。

電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）において、上記の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物」と「経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要」が、それぞれ施行規則第2条及び第3条第1項で以下のとおり規定されている。

電気事業法施行規則

(密接な関係)

第二条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

三 共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第五項に規定する認定発電設備を除く。）その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備であって、当該組合の組合員の需要に応ずるための専用の設備として新たに設置するものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。）

イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

第三条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、一の需要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要

二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

三 共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者の需要

イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

3 (略)

これらの規定における「密接な関係」とは、具体的には以下のとおりである。

なお、これらの「密接な関係」の範囲は、(6)の組合に係る部分を除き、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）における「密接な関係」の範囲と同様である。

○電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細

- (1) 生産工程において原材料、製品等の受渡しがあつて、それを第三者との受渡しに代替することが困難であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下この(2)において単に「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下この(2)において単に「親会社」という。）との関係、親会社の子会社と当該親会社の子会社との関係その他これらに準ずる関係があると判断されること。
- (3) 人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。
- (4) 上記(1)から(3)までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。
- (5) 一方の者から他方の者に対して、当該他方の者が行う事業に必要なかつ当該一方の者以外の第三者への代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたり継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者との間において社会通念上一つの企業とみなし得る関係が存在すると判断されること。
- (6) 供給者と相手方が共同して組合を設立する場合であつて次に掲げる要件に全て該当する場合
 - ①当該組合の組合契約書において、当該組合が長期にわたり存続する旨が明らかになっていること。
 - ②当該組合の組合員名簿等に当該供給者及び当該相手方の氏名又は名称が記載されていること。
 - ③当該組合契約書において電気料金の決定の方法及び当該供給者と当該相手方における送配電設備の工事費用の負担の方法が明らかになっていること、その内容が特定の組合員に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが認められることその他組合契約書の内容等により当該供給者が当該相手方の利益を阻害するおそれがないと認められること。
 - ④当該組合の組合員が新設した、自ら維持し、及び運用する電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（同条第5項に規定する認定発電設備を除く。）その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備による電気の取引であること。

3. 供給者とその相手方が共同して組合を設立し、自己託送を利用する場合における保安規律及び供給者に対する事業規律の確保について

上記の「電気事業法施行規則第2条及び第3条第1項における「密接な関係」の詳細（6）④の供給者と相手方が共同して組合を設立し、自己託送を利用する場合、自己託送を円滑かつ適切に利用することができる環境を整備する観点から、供給者においては、例えば、法で求められる保安規律のほか、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）及びその関係法令で求められている柵塀等の設置、標識の提示、地域住民との適切なコミュニケーション努力、発電設備の廃棄等費用の確保などを実施することが重要と考えられる。

4. 自己託送に係る供給行為と特定供給との関係について

自家用電気工作物を維持し、及び運用する者が自己託送を利用するに当たっては、当該者又は当該者と密接な関係を有する者（施行規則第2条第1項各号に掲げる非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者）が、法第27条の33第1項の規定に基づく特定供給の許可を取得しなければならないケースがある。

したがって、自己託送を利用しようとする者は、自らの供給行為が特定供給の許可を取得する必要がある供給行為か否かを確認することが必要である。また、自己託送の利用に係る自家用電気工作物が、法第2条第1項第5号ロに規定される「非電気事業用電気工作物」であることを併せて確認し、一般送配電事業者に対し、これを明らかにすることが必要である。

また、一般送配電事業者は、自家用電気工作物を維持し、及び運用する者から自己託送を利用したい旨の申出があった場合には、自己託送の利用に係る自家用電気工作物が、電気事業法第2条第1項第5号ロに規定される「非電気事業用電気工作物」であることを確認した上で、①その供給先が当該自家用電気工作物を維持し、及び運用する者の別の場所にある工場等かどうか、②その供給先が当該自家用電気工作物を維持し、及び運用する者と密接な関係を有し、当該自家用電気工作物を維持し、及び運用する者が特定供給の許可を取得しているかどうか等を確認することとし（②の確認については、例えば許可証の提示を求めることなどが考えられる。）、当該一般送配電事業者だけでは自己託送を利用させてよいかどうか判断できない場合には、当該一般送配電事業者は、その供給区域を管轄する経済産業局（自己託送で供給する電力の容量が1万kW以上の場合及び一般送配電事業者の供給区域をまたぐ場合には経済産業省）に確認を求めることとする。